

令和8年度 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務
プロポーザル実施要領

1 趣旨

愛荘町が実施する「令和8年度 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務」に係る委託候補者の選定にあたり、本プロポーザル実施要領に基づき、公募型プロポーザルを実施するもの。

2 対象事業の目的

変化の激しい社会に対応するため、愛荘町内の児童生徒（学び手）自身が自ら課題を設定し、その課題を解決するために情報を収集・分析し、他者との意見交換や協働ができる「学習活動の場（年間を通した探求学習等企画講座）」を設けることで、子どもたちの「自ら学び自ら考える力」および「地域への愛着」をより一層高めるための教育を円滑かつ効果的に行うため、事業者から企画提案を受け、町の選考基準により審査したうえで最適な事業者を選定することを目的とする。

3 業務の概要等

- | | |
|-----------|--|
| (1) 派遣業務名 | 令和8年度 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務 |
| (2) 業務内容等 | 地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務（以下、「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日 から 令和9年3月31日（水）まで |
| (4) 委託上限額 | 11,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） |

4 契約担当部署

愛荘町教育委員会事務局 教育振興課

〒529-1380 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地（本庁舎2階）

TEL 0749-42-8016（直通） FAX 0749-42-8014 E-mail shomu@town.aisho.lg.jp

5 参加資格

本業務に係る指名型プロポーザルに参加することができる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和8年度愛荘町の入札参加資格審査申請に登録のある業者とする。
- (2) 指名通知の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、愛荘町の指名除外措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

- (5) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）その他反社会的団体ではないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法第3条第1項に規定する宗教団体及びこれに類する団体）でないこと。
- (8) 宗教団体（宗教法人法第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）でないこと。

6 審査選定方法

提案された提案書の項目審査、見積書の提案価格及び面接（ヒアリング）による総合的な判断を「地域の人材循環による探求学習推進事業委託業務委託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という）において、「委託候補者選定基準」に基づき審査のうえ選定する。なお、選定委員会で選定した業者が、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を採用とする。

なお、選定結果については、何人も異議を申し立てることはできない。

7 提出書類

(1) 企画提案書 7部

以下の項目（内容）及び順番に従って、企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 会社概要

- ① 企業コンセプト、業務内容、資本金、従業員数、営業年数等
- ② 愛荘町教育委員会直近の営業所及びスタッフ体制（組織、人員、業務内容、役割分担等）

イ 探求学習に対する研究体制や取組

- ① 探求学習に対する基本的な考え方
- ② 公教育における探求学習の必要性和効果
- ③ 公教育外における探求学習の必要性和効果
- ④ 当該業務を円滑かつ効果的に進めるための具体的なプランと手法
- ⑤ 町内事業者等との連携を見据えた人材の掘り起こし
- ⑥ 他社にない独自の取組と期待する効果（ねらい）

ウ 類似業務の実績

- ① 直近3年間（令和5年度から令和7年度）の取組実績

エ 危機管理体制

- ① 事故やトラブルが発生した場合の対応体制について
- ② 損害・傷害保険等への加入状況

オ 決算内容

- ① 貸借対照表、損益計算書、定款等の写しなど過去2年分

※企画提案書の作成に関して注意事項

- ・サイズはA4版左綴じ、縦版、横書きを基本とすること。

- ・本文のフォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。(図等を除く。)
- ・箇条書き等により読みやすいものとする。
- ・ページ番号を付与すること。

(2) 見積書 1部

別紙仕様書に基づく委託業務の見積書を提出すること。

なお、見積書は消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

8 日程

(1) 質問書の受付及び回答

質問がある場合は、令和8年4月15日(水)正午までに、メール(上記メールアドレス：
shomu@town.aisho.lg.jp)にて担当まで提出すること(任意様式で構わない)。

なお、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

回答は令和8年4月21日(火)午後5時までにメールにて回答する。

(2) 参加申込

審査会(プレゼンテーション)への参加を希望される場合は、参加申込書(別記様式)を令和8年4月24日(金)正午までに提出すること。

(3) 提出書類の受付

ア 日 時 令和8年4月30日(木)午後5時必着

イ 提出先 愛荘町教育委員会事務局 教育振興課
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川72番地(本庁舎2階)

ウ 提出部数 企画提案書7部、見積書 1部

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

「提案書在中」と明記した封筒に入れて上記提出先まで持参又は書留扱いの郵送で提出するものとする。持参の場合は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送の場合、期限までに配達されなかったものについては受け付けない。また本町は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

(4) 審査会(プレゼンテーション)の実施

令和8年5月中旬～下旬の指定する時刻とし、文書で通知する。

※プレゼンテーションの実施時間は25分程度、質疑応答は15分程度とし、出席者は3名までとする。また、パワーポイント等による説明も可能とし、提案説明にあたって必要な資機材は、提案説明者で準備すること(スクリーンは町で用意する)。

(5) 審査結果の通知

令和8年5月下旬に文書で通知する。

9、選定スケジュール

実施内容	期日等
質問書の提出期限	令和8年4月15日（水）正午まで
質問書の回答日	令和8年4月21日（火）午後5時まで
参加申込期限	令和8年4月24日（金）正午まで
企画提案書等の提出期限	令和8年4月30日（木）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年5月中旬～下旬
審査結果通知	令和8年5月下旬
契約の締結	令和8年6月1日（月）（予定）

10 失格要件等

次のいずれかに該当したときは、棄権もしくは失格とみなし、審査の対象より除外とする。

- (1) 提出期限までに提案書等の提出がなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (4) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害するとき
- (5) 参加確認書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出したとき
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至ったとき
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (9) 著しく信義に反する行為があったとき
- (10) 見積上限額が設定された場合に、見積書の金額が見積上限額を超過したとき

11 その他

- (1) 提出された書類は、本プロポーザルの目的以外には無断で使用しない。
- (2) 提出された書類の返却はしない。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とする。